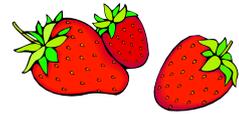


吉見町から転出される方へ



◎吉見町在住中は、本町発展のためにご協力いただき誠にありがとうございました。

● 新住所に住み始めた日の翌日から数えて14日以内に転入届をしてください。

(正当な理由がなく転入届をしない場合は、過料に処せられることがあります。)

転入手続きの際は、次のものをお持ちください。

- ①転出証明書 ②届出人の本人確認ができるもの(免許証、保険証等) ③外国人の方は在留カード等
- ④マイナンバーカード(お持ちの方) ⑤住民基本台帳カード(お持ちの方)

※特例により転出証明書の出ない転出をされた方はマイナンバーカードまたは住民基本台帳カードが必要です。

詳しい手続き・方法等については、転入先の市区町村にお問い合わせください。

海外へ転出される方へ・・・転出証明書は発行されません。

帰国して転入の届出をする際には、次のものをお持ちください。

- ①パスポート(全員分) ②戸籍謄本 ③戸籍附票 ④マイナンバーカード(お持ちの方)

※自治体によって取扱いが異なる場合がありますので、転入先の市区町村にお問い合わせください。

転出が取りやめになったとき

速やかに次のものをお持ちのうえ、転出取り消しの手続きを行ってください。

- ①転出証明書 ②届出人の本人確認ができるもの(免許証、保険証等)

※特例により転出証明書の出ない転出をされた方はマイナンバーカードまたは住民基本台帳カード

転出証明書を紛失したとき

本人確認ができるもの(免許証、保険証等)をお持ちのうえ、再交付の手続きを行ってください。

転出証明書に記載してあることが変更になったとき

転入届をする際に、変更があることをお申し出ください。

旧住所での住民票、印鑑証明書が必要なとき

転出予定日前日までは、旧住所の住民票、印鑑証明書を請求することができます。転出証明書、本人確認ができるもの(免許証、保険証等)をお持ちのうえ、町民健康課 町民係(庁舎1階 ②番窓口)へ請求してください。

マイナンバーカードをお持ちでない方

(マイナンバーカードの申請をしていない方)

転出後は、通知カードと一緒に送付された申請用紙によるマイナンバーカードの申請ができません。申請方法については転入先の自治体にお問い合わせください。

(既にマイナンバーカードの申請をしているが交付を受けていない方)

申請中のマイナンバーカードを受け取ることができませんので、再度申請をする必要があります。申請方法については転入先の自治体にお問い合わせください。

吉見町内に固定資産をお持ちの方

納税通知書等の送付先は、転入先の住所になります。その後、送付先を変更する場合は、税務会計課 課税係(庁舎1階 ①番窓口)へご連絡ください。

荒川荘の利用券をお持ちの方(60歳以上の方)

荒川荘の利用券を長寿福祉課 福祉係(庁舎1階 ④番窓口)へお返しく下さい。

転出異動日が届出日より過去の日付の方

異動日から届出日までの期間に交付を受けた住民票や印鑑証明書等は実態と異なりますので、必要に応じて提出先にご確認ください。

◀以下、該当の方はご確認ください(裏面もご覧ください)▶

チェック欄	吉見町での手続き	新住所地での手続き
印鑑登録 0493-63-5010(直通)	転出(予定)日をもって吉見町での登録は廃止されます。「印鑑登録証」をお返しく下さい。 【町民健康課 町民係】庁舎 1階 ②番窓口	必要な方は、新たに印鑑登録の手続きをしてください。
マイナンバーカード 0493-63-5010(直通)	海外転出の場合は返納してください。 ※マイナンバーカードを利用した場合も14日以内の転入手続きをお願いします。転出予定日から30日を越えると継続使用できなくなります。 【町民健康課 町民係】庁舎 1階 ②番窓口	カードの継続利用の手続きをしてください。

チェック欄	吉見町での手続き	新住所地での手続き
住民基本台帳カード 0493-63-5010(直通)	「住民基本台帳カード」をお返してください。 期限が残っていて継続利用希望の方はお声掛けください。※「住基カード」を利用した場合も14日以内の転入手続きをお願いします。転出予定日から30日を越えると継続使用できなくなります。 【町民健康課 町民係】庁舎 1階 ②番窓口	必要な方は、カードの継続利用の手続きをしてください。
国民健康保険 0493-63-5011(直通)	「被保険者証」をお返してください。 【町民健康課 保険年金係】庁舎 1階 ③番窓口	新たに加入の手続きをしてください。
後期高齢者医療制度 0493-63-5011(直通)	「被保険者証」をお返してください。 【町民健康課 保険年金係】庁舎 1階 ③番窓口	新たに加入の手続きをしてください。
重度心身障害者 医療費受給者証 0493-63-5012(直通)	「重度心身障害者医療費受給者証」をお返してください。 【長寿福祉課 福祉係】庁舎 1階 ④番窓口	「障害者手帳」「健康保険証」をお持ちいただき、手続きをしてください。
障害者手帳 0493-63-5012(直通)	手続きの必要はありません。 ※埼玉県外、さいたま市、川越市に転出の場合は別途転出の届出が必要です。 【長寿福祉課 福祉係】庁舎 1階 ④番窓口	「障害者手帳」をお持ちいただき、手続きをしてください。
介護保険 0493-63-5013(直通)	「被保険者証」をお返してください。 要介護認定を受けている方は「受給資格証明書」をお受け取りください。 【長寿福祉課 介護保険係】庁舎 1階 ④番窓口	新たに加入の手続きをしてください。要介護認定を受けている方は「受給資格証明書」を添えて手続きをしてください。
子ども医療費受給資格者証 0493-63-5014(直通)	「子ども医療費受給資格者証」をお返してください。 子ども医療費受給資格消滅届を提出してください。 【子育て支援課 児童支援係】庁舎 2階 ⑩番窓口	「子どもの健康保険証」「申請者名義の振込先口座がわかるもの」をお持ちいただき、新たに登録の手続きをしてください。
児童手当 0493-63-5014(直通)	児童手当消滅届を提出してください。 【子育て支援課 児童支援係】庁舎 2階 ⑩番窓口	「個人番号がわかるもの」「請求者の健康保険証」「請求者名義の振込先口座がわかるもの」をお持ちいただき、新たに認定請求の手続きをしてください。
保育所 0493-63-5014(直通)	退所届を提出してください。 【子育て支援課 児童支援係】庁舎 2階 ⑩番窓口	新たに入所の手続きをしてください。必要書類は新住所地にご確認ください。
原付バイク (125cc以下) 0493-54-5028(直通)	「吉見町のナンバープレート」と「標識交付証明書」をお持ちのうえ、廃車の手続きをしてください。「廃車証明書」をお渡しいたします。 【税務会計課 課税係】庁舎 1階 ①番窓口	「廃車証明書」をお持ちいただき、登録の手続きをしてください。 ※転入先でも廃車の手続きができます。 (「吉見町のナンバープレート」「標識交付証明書」が必要です。)
小・中学校 0493-54-7807(直通)	学校から「在学証明書」、「教科書給与証明書」「日本スポーツ振興センター加入の有無の証明書」をお受け取りください。 教育総務課で転校の手続きをしてください。【教育委員会 教育総務課 学校教育係】庁舎 2階 ⑩番窓口	左記の書類を転出先の学校にお持ちいただき、転校の手続きをください。
水道 0493-54-1545(直通)	閉栓(使用中止)の手続きをしてください。閉栓をしない場合は、送付先変更の手続きをしてください。 【水生活課 管理係】庁舎 3階 ⑫番窓口	転入先で開栓(使用開始)の手続きをしてください。
空き家 0493-63-5017(直通)	居住者が全員転出される場合は担当課から説明を受けてください。 【環境課 環境衛生係】庁舎 1階 ⑤番窓口	定期的な管理をお願いします。

《 吉 見 町 役 場 》

〒355-0192 埼玉県比企郡吉見町大字下細谷411番地
電 話 0493-54-1511 (代表)
開庁時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
(祝日及び年末年始を除く)

